

社会資本整備審議会 第41回建築分科会

平成30年1月30日

【事務局】 時間となりましたので、若干遅れられる委員もいらっしゃるかもしれませんが、間もなくお見えになると思いますので、始めさせていただきたいと思います。本日は大変お忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。私は事務局を務めさせていただきます住宅局市街地建築課の〇〇でございます。よろしくお願い申し上げます。

本日は、マスコミ等の取材希望がありますので、よろしくお願いいたします。また、写真撮影等につきましては、議事の開始までとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

建築分科会の議事につきましては、プレスを除き一般には非公開となっております。また、議事録は委員にご確認いただいた上で委員の名前を伏せた形でインターネット等において公開することとしたいと存じますので、あらかじめご了承くださいと思います。

それでは、開会に先立ちまして、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。議事次第、それから配席表がございます。

配付資料の一覧でございますけれども、本日お配りしております資料は、資料1、資料2、資料3の3点、参考資料1、参考資料2の2点がございます。資料1が今後の建築基準制度のあり方について（第三次報告）、資料2が第三次報告の概要、資料3が第三次報告の参考資料でございます。参考資料1が委員名簿、参考資料2が社会資本整備審議会令（抄）でございます。欠落等ございましたら、事務局までお申し出ください。よろしゅうございますか。

続きまして、定足数の確認をさせていただきます。建築分科会の委員及び臨時委員の26名のうち20名のご出席をいただいております。社会資本整備審議会令第9条により、本分科会は成立しておりますことをご報告申し上げます。なお、本委員の〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、臨時委員の〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員におかれましては、所用のためご欠席とのご連絡をいただいております。

これより議事に入ります。報道関係者におかれましては、写真等の撮影はここまでとさせていただきます。

以後の議事運営につきましては、分科会長にお願いしたいと思います。分科会長、よろ

しくお願いいたします。

【分科会長】 本日は、委員の皆様方には大変お忙しいところ会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、お手元の議事次第に沿って議事を進めさせていただきます。

本日の議事は「今後の建築基準制度のあり方について（建築基準制度部会第三次報告）」についてです。

前回の第40回建築分科会を10月6日に、建築基準制度部会と合同で開催させていただきました。その後、建築基準制度部会において11月13日、12月20日と開催しご議論いただきまして、本日、この前に開かれました部会において第三次報告がとりまとめられました。今日の建築分科会ではその報告についてお諮りをさせていただき、建築分科会の第三次報告としてのとりまとめを行いたいと考えておりますので、ご審議のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

では、第三次報告について、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】 まず、全体の構成をご説明したいので、お手元にあります資料2をお開きいただけますか。構成のみご紹介をさせていただきます。

全体の報告の構成ですが、まず、「I. はじめに」ということで、今回の報告に至る全体の背景について触れております。それから、主要な課題と対応すべき施策ということで、既存建築ストックの有効活用、木造建築を巡る多様なニーズへの対応、建築物・市街地の安全性及び良好な市街地環境の確保という3つのテーマについて、課題と具体的に講ずべき施策について報告で整理をしております。

この3つ目のテーマにつきましては、部会の審議を経て、当初10月の分科会でご議論いただいたときよりは内容が増えております。そして、最後に「V. その他引き続き検討とすべき課題等」、「VI. おわりに」ということで整理をした報告が部会です承されたところでございます。

以後、報告の本文についてご説明をさせていただきますので、資料1を出していただけますでしょうか。資料1、今後の建築基準制度のあり方について「既存建築ストックの有効活用、木造建築を巡る多様なニーズへの対応並びに建築物・市街地の安全性及び良好な市街地環境の確保の総合的推進に向けて」（第三次報告）でございます。

1ページは「I. はじめに」です。説明を効率的にするために、全体の背景やそれぞれのパートの課題については要点のみご紹介をし、具体的に講ずべき施策については読み上

げをさせていただきたいと思います。

まず、「Ⅰ. はじめに」というところは全体の背景でございまして、諮問と第一次、第二次答申の経緯、そして、今回の既存建築ストックの有効活用、その総合技術開発プロジェクトを踏まえた防火・避難規定の合理化、そして、木材利用の推進、2ページでは、最近の大規模火災を踏まえた建物の維持管理、あるいは更新といったことが課題となっているという全体の背景について触れさせていただいております。

そして、3ページから具体的な課題と対応施策ということで、「Ⅱ. 既存建築ストックの有効活用に向けた建築行政のあり方」でございまして。

1が現状と課題でございまして、まず、(1)は既存建築ストックの有効活用に関する現状と課題について触れております。ここでは、既存建築ストックが増加していて、その活用に伴う改修工事が増加しているということ、そして、実際に他用途に転用する事例が多く、小規模な用途変更が多い。しかし、転用に当たって、既存建築物を活用しようとすると、規制のために転用が困難になっているといった指摘があるといった課題を記載しております。そして、安全性確保と既存建築ストックの有効活用を両立させる仕組みの構築が求められているといった課題について触れております。

24行目の「さらに」以下のところでは、住宅と老人ホーム等について、容積率の取扱いが違うということで、こうした同様の特性を有する用途に対して、規制上の取扱いが異なっているといった課題についても触れております。

(2)一時的な建築・利用ニーズに関する現状と課題でございまして、ここでは、大規模地震等を考えますと、一時的に必要となる住宅等の建物用途に関するニーズに対応することが課題となっていて、既存ストックの一時的な利用についても検討する必要があるということに記載しております。

4ページですが、2020年の東京オリンピック・パラリンピック等を見据えますと、仮設建築物が1年を超えて存続する可能性があるといった課題に触れております。

こうした課題に対しまして、4ページ上部「2. 早急に講ずべき施策」というところで具体的な施策について報告をまとめていただいております。ここからは読み上げさせていただきます。

(1) 既存建築ストックの有効活用を促進する規制等の合理化

既存建築ストックの有効活用に関する現状と課題を踏まえ、安全性の確保を前提として、用途変更等を伴う既存建築ストックの利活用を円滑化するために、以下のような具体的な

対策を講じる必要がある。

①安全性確保を前提とする規制の合理化

1) 現行制度では、小規模な建築物であっても、3階を特殊建築物用途に供する場合は、厳しい防耐火規制が適用されるが、建築物の規模が小規模であれば、火災初期の性状は用途による差が小さく、就寝用途以外では煙の降下時間よりも早く避難が完了することが見込まれる。従って、戸建住宅等の小規模な建築物（延べ面積200㎡未満かつ3階建以下）を特殊建築物用途に供する場合について、就寝用途についても迅速な避難を確保することを前提として、主要構造部の防耐火性能に係る規制を合理化する。この場合の対策として、以下のような措置が想定される。

旅館や寄宿舎などの就寝用途については、直ちに火災の発生が覚知できるようにするための警報設備を設置すること。

さらに、老人ホームなどの専ら高齢者が利用する就寝用途については、火災の拡大を抑制するための扉や自動消火設備を設置することで、避難や救助の活動拠点となる階段の安全性の確保を図ることなどの避難安全性の向上に係る措置が行われること。

さらに、こうした技術的基準の合理化に伴い、用途変更等に伴う手続についても、小規模な建築物については簡素化を図る。一方で、3階を旅館や寄宿舎などの就寝用途に供する特殊建築物については、引き続き定期報告制度の対象とするとともに、所有者による計画的な維持管理を促すことを通じ、関連措置の実施による避難安全性の確保を図る。

2) 既存不適格となっている建築物の用途変更の際に現行基準が遡及適用される場合に、最終的に不適合状態が解消されることを前提に、段階的・計画的な改修による対応を認める制度を導入する。

3) 大規模な既存建築物の部分的な用途変更に際して、新たな用途に適用される規制への対応が円滑になされるよう、最低限の性能の確保を図りつつ、一層の合理化を進める。具体的には、共同住宅・長屋における界壁（遮音性能）・採光・階段等の一般構造や、排煙設備・内装制限・防火区画・避難時間算定等の防火・避難規定に係る技術的基準の見直しを図る。

5 ページです。4) 旧法第38条認定を受けた建築物について、増改築や用途変更などの既存建築ストック活用が円滑に行われるよう、平成26年の改正法に基づく新第38条に基づく認定制度の活用を推進する。

5) 検査済証のない建築物の増改築や用途変更を円滑に進めることができるよう、法適

合状況の確認などが過度な負担なく行える環境の整備を引き続き推進する。

②同様の特性を有する用途に係る規制上の取扱いの合理化

公共施設への影響、在館者等の密度、就寝の有無などの用地特性が類似している用途に関し、規制の適用関係の統一を図り、用途変更等による既存建築ストックの利活用を促進する観点から、以下のような具体的な対策を講じる必要がある。

1) 老人ホーム等について、既存建築ストックも活用した整備を促進するため、容積率の対象となる延べ面積に算入しないこととする算定方法の取扱いを共同住宅と同様とする制度を導入する。

2) 排煙設備・内装制限・防火区画・避難時間算定等の防火・避難規定について、在館者及び可燃物の密度や就寝の有無などの特性が類似する用途を対象とした基準の適用関係の合理化を図りつつ、部分的な用途変更に伴って発生する影響が及び範囲の設定や、その基準が適用される境界条件の整理を行う。

(2) 一時的な建築・利用ニーズへの対応

一時的な建築・利用ニーズに関する現状と課題を踏まえ、様々なニーズに対応できるよう、安全性の確保を前提として、以下のような具体的な対策を講じる必要がある。

①一時的な建築・利用ニーズに対応するため、既存建築物を他の用途として利用するケースについて、建築（新築、増築、改築、移転）される仮設建築物と同様に取り扱う制度を導入する。

②特別な事情により、仮設建築物の存続期間が通常よりも長くなることがやむを得ないケースについて、安全性等について審査し、建築審査会の同意を得た上で、特例許可により必要となる期間の存続を可能とする仕組みを導入する。

③仮設の工作物について、安全上支障がないと認められるものであれば、仮設建築物と同様に、耐久性等の観点から求められている建築材料の品質に関する規制を適用除外とする。

次に、6 ページです。「Ⅲ. 木造建築を巡る多様なニーズに対応する建築行政のあり方」でございます。ここも現状と課題については要点のみご紹介をいたします。

これまでも性能規定の導入など、木材利用を制限する規制等の合理化を行ってきておりますが、大規模な木造建築物や市街地火災を防止する必要がある防火地域等の建築物については、一律に耐火構造などの性能を要求しているということがございまして、木材らしい外観を実現することが困難になっております。なお、その周囲に対する加害防止と市街

地火災の防止は、それぞれ別の観点からの規制として求められるものでございます。

また、一定規模を超える木造建築物については、防火壁のみが位置づけられておりますので、水平方向に広がる空間の実現を制約しているといったような課題について整理をされております。

6 ページの下から木造建築を巡る多様なニーズについての早急に講ずべき施策が整理されております。ここからまた読み上げさせていただきます。

木材利用ニーズの高まり等に対応するため、安全性の確保を前提としつつ、以下のような具体的な対策を講じる必要がある。

①高さ13m又は軒高9m超の大規模木造建築物に関し、一律に耐火建築物等とすることを課している現行基準について、火災時の倒壊による周囲の建築物に対する加害防止性を確保しつつ、以下の合理化を図る。

1) 対象の合理化

火災による建築物の倒壊が周囲に影響を及ぼす可能性を空地の確保の状況等に応じて勘案し、規制対象を合理化する。

階高の拡大ニーズや消火活動を考慮し、高さ16m以下かつ地上3階建以下までは、可燃物量が著しく多いもの（倉庫・車庫等）を除き、大規模木造建築物に係る防耐火規制の対象外とする。

7 ページに入っております。2) 性能に応じた基準の合理化

消火までの間、建築物の倒壊を防止するために主要構造部に関し必要な性能を確保するとともに、併せて火災範囲の制限及び消火措置の円滑化のための区画の形成等の措置を求める設計法を導入する。

②内部延焼を防止する構造方法として、防火壁だけでなく一定の自立性を有する床による区画を認める。

③「延焼のおそれのある部分」の範囲設定について、隣地境界線との位置関係上、熱影響が小さい部分は対象外とする。

④木材を活用した建築物に関する設計の自由度の拡大を図るため、防火地域・準防火地域において延焼防止性能の確保を求められる建築物（門・塀を含む。）について、建築物の外殻（外壁・外壁開口部）の防耐火性能の確保により、耐火建築物・準耐火建築物と同等の延焼防止性能を有する建築物や延焼の助長を防止するための性能を有する門・塀に係る技術的基準を整備することによって、内部の壁・柱等や門・塀に木材を用いることを容易

とするとともに、屋根不燃区域内における木造の特殊建築物に関し、所要の延焼防止性能の確保を前提に規制を合理化するなど、規制の適切な見直しを行う。

⑤防耐火構造及び防火材料の大臣認定のうち、一般化している技術に基づく構造方法・建築材料について、積極的に告示化を推進する。

8ページでございます。大きなテーマの3つ目、「IV. 建築物・市街地の安全性及び良好な市街地環境の確保に向けた建築行政のあり方」でございます。ここも1の現状と課題、要点のみご紹介します。

(1) 建築物の安全確保のための適切な維持保全等に関する現状と課題でございますが、埼玉県の三芳町の倉庫火災を踏まえますと、既に有識者会議等において提言がなされておりますように、運用段階において安全性の確保が図られるよう適切な維持管理を促す必要があるということがあります。

それから、危険な既存不適格建築物に対する勧告・命令の仕組みについて、そのような危険・有害な状態に至らないよう、適切な維持管理を促す仕組みが法制上位置づけられていないといった課題を整理しております。

(2) 市街地の安全確保に向けたストックの更新等に関する現状と課題でございます。

これは平成28年末に発生した糸魚川市の火災のような大規模市街地火災の防止に関して、こういった密集市街地が準防火地域に多く存在しておりまして、こういったところでの建築物の建替等を促進する必要があるといった課題です。それから、その市街地の安全性向上のために道路と一体となった空間の確保が重要であるということ、加えて、長屋について、近年、共同住宅と同様の大きな規模のものが路地状や袋地状の敷地で計画され課題が発生しているといった課題を整理しております。

8ページ下の(3) 良好な市街地環境の確保を図るための規制に関する現状と課題についてです。こちらは、接道や用途の規制に係る特例許可につきまして、実例の一定の蓄積が図られているものの、手続には一定期間を要しているといった課題を記載しております。

9ページに続いておりますが、日影規制について、特例許可を受けたもので日影が変わらないものについても再度特例許可を行う必要があり、手続に期間を要しているということがあります。そして、立体道路について、地方都市の中心市街地等でもニーズがあるといったことを課題として整理してございます。

9ページ中央あたりから、このパートに関しての早急に講ずべき施策でございます。読み上げさせていただきます。

(1) 建築物の安全確保のための適切な維持保全等を促進するための措置

安全確保のための適切な維持保全等に関する現状と課題を踏まえ、以下のような具体的な対策を講じる必要がある。

①大規模倉庫のように、多数の自動閉鎖式の防火設備によって防火区画を形成することになっている建築物など、日常的な維持管理が特に重要となるものについては、劣化・損傷の観点だけでなく、これらの設備の確実な作動を図るための点検等が確実に行われるよう、所有者等による維持管理の徹底を促す仕組みとする。また、主要構造部に対する防火規制を合理化する小規模な特殊建築物や、事故の防止上維持管理が重要な遊戯施設等についても、定期報告制度の活用と合わせて、同様の仕組みによる維持管理の徹底を図る。

②既存不適格建築物の所有者等が、保安上危険となる可能性がある既存不適格部分に関し、予防的な観点から維持保全に取り組むことを促すため、特定行政庁による対応として、現行制度における命令・勧告による措置に加え、指導・助言を法制上位置づける。このほか、実務上有効な情報提供などの方策を検討する。

(2) 市街地の安全確保に向けたストックの更新等を促進するための措置

市街地全体の防火性能の向上につながる建替えや改修を促進するため、以下のような具体的な対策を講じる必要がある。

①防火地域・準防火地域において延焼防止性能の確保を求められる建築物について、建築物の外殻の防耐火性能の確保により内部の壁・柱に木材を用いても耐火建築物・準耐火建築物と同等の延焼防止性能を有する建築物の技術的基準を整備する。

10ページでございます。②防火地域・準防火地域において耐火建築物・準耐火建築物及び①の技術的基準に適合する建築物を建替え等により整備する場合、建蔽率を都市計画で定められた数値に10分の1を加えたものとする。

また、市街地の安全性を確保する観点から、避難や消火のしやすさを向上させるため、以下のような具体的な対策を講じる必要がある。

①道路と一体となった空間を形成するため、壁面線等に沿って建替えをする場合の建蔽率規制を合理化する。

②大規模な長屋等の建築物について、地域の実情に応じ、条例により、共同住宅と同様に接道規制を付加することを可能とする。

(3) 良好な市街地環境の確保を図るための規制の合理化を促進するための措置

これまでの特例許可の実績を踏まえ、蓄積した実績をもとに、周囲への影響を限定する

ための一定のルール化ができることを前提として、事業者の事前予見性の向上等を図り、合理化された手続の下で、良好な市街地環境の形成を促進する観点から、以下のような具体的な対策を講じる必要がある。

①特例許可について、迅速に手続を進めるため、蓄積した実績をもとに一定のルール化ができるものは事前明示化して、例えば、接道規制や用途規制に係る特例許可における建築審査会の同意を不要とする制度を導入する。

②日影規制について、土地の状況等により周囲の居住環境を害するおそれがないと認められて許可を受けた建築物の増築等において、日影が変わらない場合の手続を合理化する。

さらに、現行、立体道路制度については、自動車専用道路や都市再生緊急整備地域内の一般道路等に限定されており、それに伴う道路内の建築制限の特例についても同様となっているが、都市計画の観点から必要性が認められ、かつ市街地環境との調和が担保されている場合には、その特例の適用範囲を拡大させることについて必要な対応を講じる必要がある。

続きまして、11ページでは、その他引き続き検討すべき課題ということで、今後も引き続き検討すべき課題として部会で整理していただいた部分です。

「V. その他引き続き検討すべき課題等」。本報告は、既存建築ストックの有効活用、木造建築を巡る多様なニーズへの対応、建築物・市街地の安全性及び良好な市街地環境の確保など、今後の建築基準制度のあり方について審議を行い、その検討成果を取りまとめたものである。

建築物の質の確保・向上に向けては、今回検討できなかった課題についても対応していく必要がある、引き続き本審議会での議論を踏まえ、以下の事項も含めて今後とも継続して検討していく必要がある。

1. 建築物の質の確保・向上を担う官民の技術者の確保・育成や、生産性向上に向けた設計・監理を担う建築士の業務報酬基準、関連資格制度等のあり方。

2. 建築物の質の向上に向け、特に住宅分野に比べ総合的な評価・表示・誘導体系の整備が遅れている非住宅建築物における質の向上を誘導する政策のあり方。

3. 一定の階数や高さを超えると適用される基準・手続が変わる仕組みや小規模な建築物の構造安全性確保に向けた関連制度など、構造関連の規制のあり方。

4. 密集市街地対策について、まちづくりの観点から予算等の支援策と建築規制を適切に組み合わせた取組みのあり方。

5. 接道規制、用途規制及び日影規制以外の特例許可手続の合理化のあり方。

6. 用途規制上の既存不適格建築物の用途変更に対する規制のあり方（部分的な用途変更の取扱い等）。

最後が12ページでございまして、「VI. おわりに」でございます。

本報告は、既存建築ストックの有効活用、木造建築を巡る多様なニーズへの対応、建築物・市街地の安全性及び良好な市街地環境の確保について、それぞれ講ずべき施策を取りまとめた。

国土交通省においては、本報告を踏まえ、必要な制度見直し等を速やかに実施し、地方公共団体と連携を図りながら、さまざまな社会的要請がある中で、建築行政求められる役割を的確に果たすべきである、というのが報告でございます。

以下、別添についておりますのは、13ページが審議経過、分科会長からもご説明がありましたように、10月の合同会議の後、部会で本日まで3回のご審議をいただいて、この報告が部会報告としてとりまとまっているという経過と委員の名簿を添付させていただいております。

説明は以上でございます。

【分科会長】 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明につきまして、ご質問、ご意見をいただきたいと思えます。どなたからでも結構です。挙手をお願いしたいと思います。かなり広範な内容になっておりますけれども、いかがでしょうか。

半数近くは部会の委員の方々でいらっしゃいますけれども、部会に属されていない分科会の委員の方々もいらっしゃいますので、ぜひともご意見、ご質問を受けたいと思えますが、いかがでしょうか。

〇〇委員、お願いします。

【名取臨時委員】 今回の内容について意見があるわけではないのですが、その他引き続き検討すべき課題というところに、アスベストについては、2006年に建築基準法の改正があって以降、全く改正が行われていないです。しかし10年以上経ち時代も変わり、一方で高裁や地裁等でも、アスベストの飛散事故があり建物が使えなく裁判が行われなかったということも報告されているところ、まだ管理や対策が十分に行き渡ってはいないということがございますので、その他引き続き検討すべき課題の中に、建築物の石綿含有建材の調査と管理のあり方についての政策についてという項目を是非7番目として入れてい

ただいて、今後何年後になるかわかりませんが、そういった法的課題の一つとしてご検討いただきたいと思っておりますし、そういった意見がワーキングの委員からも大分出ているということをご報告させていただきます。

【分科会長】 ありがとうございます。この資料1は部会の報告でございますので、これに7として今から入れるのはなかなか難しいですけれども、今日、〇〇委員からそのようなご発言があったということを議事録に残すということによろしいでしょうか。そうさせていただきますと思います。ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。〇〇委員、お願いします。

【〇〇委員】 1点だけ意見で申し上げます。

10ページの(3)①の特例許可のところですが、ここに書いてあること自体はこれでよろしいかと思えます。その上で、接道規制についても用途規制についても、あくまでも原則があった上での特例許可ということですので、一定の実績があるものについてルール化し事前明示化することによって、あたかもそちらが原則にならないように、これはあくまでも原則であって、特別な場合に特定行政庁が許可を行うというその趣旨は、引き続きしっかりと守っていただきたいと思えますので、今後の制度化のときには是非そういったことを考慮していただければと思えます。

以上です。

【分科会長】 ありがとうございます。大変重要なご指摘、ありがとうございます。

この資料1については、この文言をこれから変えることは控えさせていただきますと思いますが、事務局でもご検討いただいたほうがよろしいかと思えます。

他にいかがでしょうか。

今回の改正には省エネやエネルギー関係のことは入っていないのですが、一方で並行してそういったことを進めておられるということで、部会においては、事務局から詳しいご説明があったので、またそれを繰り返すと重なることにはなりますが、〇〇委員、〇〇委員、いかがですか。この点も国交省として十分進めていると、お2人ともよくご存じであるとは思いますが、そういった報告が部会ではありましたので、ご報告させていただきます。

他にいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。ないようでしたら、本日の議論を踏まえまして、第三次報告を取りまとめたいと考えております。建築基準制度部会からの第三次報告についてご承認いた

だけですでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【分科会長】 ありがとうございます。ご異議がないようですので、建築基準制度部会の第三次報告を建築分科会の第三次報告とし、社会資本整備審議会長へ報告したいと思えます。委員の皆様方におかれましては、熱心にご審議いただき、ありがとうございました。

多少時間がございます。この報告でも、今後引き続き検討すべき課題等について末尾にまとめられておりますけれども、今後検討すべき課題として、ご要望等がありましたらお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

〇〇委員。

【〇〇委員】 直接関係はないかもしれませんが、日影規制の話が書いてございますけれども、これは日照条件を確保するというので、健康面からも極めて早い時期から言われていますが、最近の事例として、例えば、屋根に太陽電池を載せているため日影が発生しトラブルにあるといったことは、実際に問題としてはないのでしょうか。あまり直接伺ったことがないものですから、もしそういう事例が何かございましたら教えていただきたいです。

【分科会長】 ありがとうございます。いかがでしょうか。反射光害、その他について事例等があればご説明をお願いします。

【事務局】 今ご指摘の、太陽電池を屋根に載せた影響で日影への影響が出るということは、これまでは私どもあまり耳にしたことはないのですが、ご指摘を踏まえて、関係者に状況を聞いてみたいと思っております。

【〇〇委員】 というのではなくて、逆に、太陽電池を載せているのに近隣に何か建ったことによってそこが影になるから、これは直接的に自益が阻害されるというか、そういうトラブルが起きてくるのではないかと私自身は若干懸念しているのですが、そういうことはなかったのでしょうか。太陽電池を載せているのに、どこか近隣にビルが建って、それでそこが影になってしまい発電量が減ってしまうのではないかとというトラブルが、都心、過密な地域ではあり得るのではないかと思ひ懸念して質問しました。

【事務局】 ご指摘の件については、これまではあまり耳にしたことはないのですが、注意して状況をよく把握しようと考えております。

【分科会長】 ありがとうございます。十分あり得る問題かと思えます。

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ないようでしたら、次に議事（２）その他ですが、何か事務局からございますか。

【事務局】 今後の予定についてご説明させていただきます。

ただいまとりまとめていただきました第三次報告については、この後、建築分科会長より社会資本整備審議会長へご報告をいただきまして、審議会長のご了解の後、国土交通大臣へ第三次答申としてご提出いただくこととなります。

本日の資料について、分量が多くなっていますので、資料の郵送を希望される方は机上に残したままお帰りいただければと存じます。

最後になりますが、住宅局長よりご挨拶を申し上げます。

【住宅局長】 分科会長をはじめ委員の皆様方におかれましては、10月の建築基準制度部会との合同開催に引き続き本日ご出席いただき、分科会としてこの第三次報告をおとりまとめいただきまして本当にありがとうございます。

建築規制自体は社会的要請、もう一つは当然安全性の確保ということを大前提にしながらも、今、性能規定化等を通じた設計の自由度の拡大を進めていくというのが全体の流れという感じだと思います。

社会的要請につきましては、今回であれば、例えばストック型社会への対応ですとか、あるいは木材利用の活用等の話、あるいは事故対応等があったかと思います。その中で防火総プロ等を通じた知見の蓄積がございましたので、今回は防火規制を中心とした各種の内容をご議論いただいたと思っております。

この報告につきましては、これを踏まえた形で、今開催されております国会に建築基準法の改正案をできれば提出したいと思っております。ここでご審議いただきましたとおり、既存ストックの有効活用ですとか、あるいは木材利用の活用、それから市街地の安全性、あるいは良好な市街地環境の確保等、様々な形のを盛り込んだものとして提出をしたいと思っております。

また、様々な形で法案以外にも引き続き取り組むべき事項が多々あることは、よく承知しております。また、様々な形でご助言を賜りますようお願いいたしまして、最後に私からの御礼のご挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

【分科会長】 どうもありがとうございました。

本日の議事につきましては、以上で全てとなります。熱心なご審議ありがとうございました。

以上をもちまして、第41回建築分科会を終了させていただきます。どうもありがとう

ございました。

— 了 —